

現 行	改 正 後
<p>- 1 - 2 主な着眼点 (略) (1)(略) (2)取締役及び取締役会 ～ (略) 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア.(略) イ. 十分な社会的信用 (ア)(略) (イ)(略) (ウ) <u>証券取引法</u>等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。 (エ)～(キ)(略) ～ (略) (3)～(8)(略)</p> <p>- 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性 - 2 - 1 - 4 経理処理 責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり</p>	<p>- 1 - 2 主な着眼点 (略) (1)(略) (2)取締役及び取締役会 ～ (略) 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア.(略) イ. 十分な社会的信用 (ア)(略) (イ)(略) (ウ) <u>金融商品取引法</u>等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないか。 (エ)～(キ)(略) ～ (略) (3)～(8)(略)</p> <p>- 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性 - 2 - 1 - 4 経理処理 責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり</p>

現 行	改 正 後
<p>留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 価格変動準備金の取崩し (略)</p> <p>価格変動準備金の株式売買等損失額及び株式売買等利益額の計算には、次の額を含めるものとする。</p> <p>ア． 価格変動準備金対象資産に係る<u>証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引</u>、<u>同法第156条の24第1項に規定する信用取引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引</u>その他これらに準ずる取引(金利関連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評価(損)益及び為替差(損)益の額</p> <p>イ.(略)</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(19)(略)</p> <p>- 2 - 9 資産運用リスク管理態勢 - 2 - 9 - 2 主な着眼点</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。 商品有価証券 適正な経理を行うための規定が整備されているか。 <u>証券先物取引</u> (新設)</p>	<p>留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 価格変動準備金の取崩し (略)</p> <p>価格変動準備金の株式売買等損失額及び株式売買等利益額の計算には、次の額を含めるものとする。</p> <p>ア． 価格変動準備金対象資産に係る<u>金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引</u>その他これらに準ずる取引(金利関連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評価(損)益及び為替差(損)益の額</p> <p>イ.(略)</p> <p>(略)</p> <p>(7)～(19)(略)</p> <p>- 2 - 9 資産運用リスク管理態勢 - 2 - 9 - 2 主な着眼点</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。 商品有価証券 適正な経理を行うための規定が整備されているか。 <u>デリバティブ取引</u> ア．<u>デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適</u></p>

現 行	改 正 後
<p>ア．リスク管理を行うための措置が講じられているか。 イ．適時にリスク量が把握できる体制となっているか。 ウ．リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。 （略） （略） <u>金融先物取引</u> ア．<u>金融先物取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。</u> イ．<u>リスク管理を行うための措置が講じられているか。</u> ウ．<u>適時にリスク量が把握できる体制となっているか。</u> エ．<u>リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。</u> —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） （3）、（4）（略）</p> <p>- 3 - 2 不祥事件等に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。 （1）（略）</p>	<p><u>正な管理が行われているか。</u> イ．リスク管理を行うための措置が講じられているか。 ウ．適時にリスク量が把握できる体制となっているか。 エ．リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。 （略） （略） <u>（削除）</u> —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） —（略） （3）、（4）（略）</p> <p>- 3 - 2 不祥事件等に対する監督上の対応 不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。 （1）（略）</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な着眼点 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 ～ (略) 当該事件の発覚後の対応が適切か。開示について、証券取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>- 3 - 3 保険募集態勢 - 3 - 3 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略) 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 (注) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。 (新設)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な着眼点 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 ～ (略) 当該事件の発覚後の対応が適切か。開示について、<u>金融商品取引所</u>が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>- 3 - 3 保険募集態勢 - 3 - 3 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略) 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 (注¹) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。 (注²) 法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約(以下、「特定保険契</p>

現 行	改 正 後
<p>ア . 「契約概要」の項目 (ア) ~ (コ)(略)</p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u> <u>(変額保険、変額年金保険)</u> <u>(サ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u> <u>(シ) 特別勘定に属する資産の運用方針</u> <u>(ス) 諸費用に関する事項 (保険契約関係費、資産運用関係費等)</u> <u>(セ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること。</u> <u>(ソ) 上記(サ)から(セ)の項目のほか、規則第53条第1項第5号及び同条同項第6号に規定する書面を参照すること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u> <u>(サ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。</u> <u>(シ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p>イ . 「注意喚起情報」の項目 (ア) ~ (ケ)(略)</p>	<p><u>約」という。)については、法第300条第1項第1号の規定は適用されず、法第300条の2で準用する金融商品取引法(以下、「準用金融商品取引法」という。)第37条の3第1項に規定する書面(以下、「契約締結前交付書面」という。)を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p>ア . 「契約概要」の項目 (ア) ~ (コ)(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ . 「注意喚起情報」の項目 (ア) ~ (ケ)(略)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険、変額年金保険)</u></p> <p><u>(コ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>(コ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。</u></p> <p><u>(サ) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</u></p> <p><u>契約締結前交付書面の交付を行う場合は、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行われているか。</u></p> <p><u>契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</u></p> <p><u>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(注 1) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 2) 「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、ア.(ア)及びイ.(ア)を省略することができる。また、この場合、ア.(イ)及びイ.(エ)はどちらか一方を省略することができる。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>ア.「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係）</u></p> <p><u>（ア）当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u></p> <p><u>（イ）保険会社の商号又は名称及び住所</u> <u>（注）その連絡方法についても、明示することとする。</u></p> <p><u>（ウ）商品の仕組み</u></p> <p><u>（エ）保障（補償）の内容</u> <u>（注）保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>（オ）付加できる主な特約及びその概要</u></p> <p><u>（カ）保険期間</u></p> <p><u>（キ）引受条件（保険金額等）</u></p> <p><u>（ク）保険料に関する事項</u></p> <p><u>（ケ）保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</u></p> <p><u>（コ）配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</u></p> <p><u>（サ）解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項</u></p> <p><u>次に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>（変額保険、変額年金保険）</u></p> <p><u>（シ）特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u></p> <p><u>（ス）特別勘定に属する資産の運用方針</u></p> <p><u>（セ）諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>(ソ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(タ) 上記(シ)から(ソ)の項目のほか、規則第 53 条第 1 項第 5 号及び同項第 6 号に規定する書面を参照すること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>(シ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(ス) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>(MVAを利用した商品)</u></p> <p><u>(シ) 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明</u></p> <p><u>(ス) 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(セ) 諸費用に関する事項(運用期間中の費用等)</u></p> <p><u>イ.「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係)</u></p> <p><u>(ア) 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u></p> <p><u>(イ) 諸費用に関する事項の概要</u></p> <p><u>(ウ) 損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(注) 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。</u></p> <p><u>(注) 上記(イ)(ウ)は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。</u></p> <p><u>(エ) 保険会社の商号又は名称及び住所</u> <u>(注) その連絡方法についても、明示することとする。</u></p> <p><u>(オ) クーリング・オフ(法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等)</u></p> <p><u>(カ) 告知義務等の内容</u></p> <p><u>(キ) 責任開始期</u></p> <p><u>(ク) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</u> <u>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>(ケ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u></p> <p><u>(コ) 解約と解約返戻金の水準</u></p> <p><u>(サ) セーフティネット</u></p> <p><u>(シ) 租税に関する事項の概要</u></p> <p><u>(ス) 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無(対象事業者となっている場合にあっては、その名称を含む。)</u></p> <p><u>(セ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p> <p><u>契約締結前交付書面に関し、法定要件(文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等)に則した書面を作成し、交付しているか。</u></p> <p><u>契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。顧客から契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(3)(略)</p> <p><u>(4)</u> 法第 300 条第 1 項第 5 号関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 1 号関係 (略)</p> <p><u>(5)</u>(略)</p> <p><u>(6)</u>(略)</p> <p><u>(7)</u> 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 2 号関係 (略)</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 4 号関係 (略)</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 5 号関係 (略)</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 16 号関係 (略)</p> <p>規則第 234 条第 1 項第 17 号関係 (略)</p>	<p><u>分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p><u>(4)</u>(略)</p> <p><u>(5)</u> 法第 300 条第 1 項第 5 号関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 1 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略)</p> <p><u>(6)</u>(略)</p> <p><u>(7)</u>(略)</p> <p><u>(8)</u> 法第 300 条第 1 項第 9 号<u>(特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第 38 条第 6 号)</u>関係 規則第 234 条第 1 項第 2 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 4 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 5 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 16 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略) 規則第 234 条第 1 項第 17 号<u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u>関係 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>(8)</u>(略)</p> <p><u>(9)</u>(略)</p> <p>- 3 - 3 - 6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略)</p> <p>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)(略)</p> <p>(注 2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア . 「契約概要」の項目 (ア) ~ (コ)(略)</p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険)</u></p> <p><u>(サ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u></p> <p><u>(シ) 特別勘定に属する資産の運用方針</u></p> <p><u>(ス) 諸費用に関する事項(保険契約関係費、資産運用関係費等)</u></p> <p><u>(セ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等</u></p>	<p><u>(9)</u>(略)</p> <p><u>(10)</u>(略)</p> <p>- 3 - 3 - 6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 (略)</p> <p>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)(略)</p> <p>(注 2)(略)</p> <p><u>(注 3) 特定保険契約については、法第 300 条第 1 項第 1 号の規定は適用されず、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p>ア . 「契約概要」の項目 (ア) ~ (コ)(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>の額が変動し、不確実であること。</u></p> <p><u>(ソ)上記(サ)から(セ)の項目のほか、規則第53条第1項第5号及び同条同項第6号に規定する書面を参照すること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>(サ)保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。</u></p> <p><u>(シ)外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p>イ。「注意喚起情報」の項目 (ア)～(ケ)(略)</p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険)</u></p> <p><u>(コ)特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>(コ)保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること。</u></p> <p><u>(サ)外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>イ。「注意喚起情報」の項目 (ア)～(ケ)(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3)準用金融商品取引法第37条の3関係</u> <u>契約締結前交付書面の交付を行う場合は、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行われているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</u></p> <p><u>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(注1) 第2分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。ただし、本項目の対象とならない保険商品についても、準用金融商品取引法第37条の3第1項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第37条の3第1項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注3) 「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、ア.(ア)及びイ.(ア)を省略することができる。また、この場合、ア.(イ)及びイ.(エ)はどちらか一方を省略することができる。</u></p> <p><u>ア. 「契約概要」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項第3号等関係)</u></p> <p><u>(ア) 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u></p> <p><u>(イ) 保険会社の商号又は名称及び住所</u></p> <p><u>(注) その連絡方法についても、明示することとする。</u></p> <p><u>(ウ) 商品の仕組み</u></p> <p><u>(エ) 保障(補償)の内容</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>(オ) 付加できる主な特約及びその概要</u></p> <p><u>(カ) 保険期間</u></p> <p><u>(キ) 引受条件(保険金額等)</u></p> <p><u>(ク) 保険料に関する事項</u></p> <p><u>(ケ) 保険料払込みに関する事項(保険料払込方法、保険料払込期間)</u></p> <p><u>(コ) 配当金に関する事項(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)</u></p> <p><u>(サ) 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項</u></p> <p><u>次に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険)</u></p> <p><u>(シ) 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u></p> <p><u>(ス) 特別勘定に属する資産の運用方針</u></p> <p><u>(セ) 諸費用に関する事項(保険契約関係費、資産運用関係費等)</u></p> <p><u>(ソ) 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(タ) 上記(シ)から(ソ)の項目のほか、規則第53条第1項第5号及び同項第6号に規定する書面を参照すること。</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>(シ) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算し</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>た保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(ス) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>(MVAを利用した商品)</u></p> <p><u>(シ) 市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明</u></p> <p><u>(ス) 保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(セ) 諸費用に関する事項(運用期間中の費用等)</u></p> <p><u>イ.「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項第7号(規則第234条の24)等関係)</u></p> <p><u>(ア) 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。</u></p> <p><u>(イ) 諸費用に関する事項の概要</u></p> <p><u>(ウ) 損失が生ずることとなるおそれがあること。</u></p> <p><u>(注) 当該損失の直接の原因となる指標、及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。</u></p> <p><u>(注) 上記(イ)(ウ)は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること</u></p> <p><u>(エ) 保険会社の商号又は名称及び住所</u></p> <p><u>(注) その連絡方法についても、明示することとする。</u></p> <p><u>(オ) クーリング・オフ(法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等)</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 規則第 234 条第 1 項第 2 号関係 (略)</p>	<p><u>(カ) 告知義務等の内容</u></p> <p><u>(キ) 責任開始期</u></p> <p><u>(ク) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの</u></p> <p><u>(注) 通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p><u>(ケ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u></p> <p><u>(コ) 解約と解約返戻金の水準</u></p> <p><u>(サ) セーフティネット</u></p> <p><u>(シ) 租税に関する事項の概要</u></p> <p><u>(ス) 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあっては、その名称を含む。）</u></p> <p><u>(セ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p> <p><u>契約締結前交付書面に関し、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則した書面を作成し、交付しているか。</u></p> <p><u>契約締結前交付書面の交付に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。顧客から契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 規則第 234 条第 1 項第 2 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係</p>

現 行	改 正 後
(8) 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係 (略)	(略) (9) 規則第 234 条第 1 項第 4 号 <u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u> 関係
(9) 規則第 234 条第 1 項第 5 号関係 (略)	(略) (10) 規則第 234 条第 1 項第 5 号 <u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u> 関係
(10) 規則第 234 条第 1 項第 16 号関係 (略)	(略) (11) 規則第 234 条第 1 項第 16 号 <u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u> 関係
(11) 規則第 234 条第 1 項第 17 号関係 (略)	(略) (12) 規則第 234 条第 1 項第 17 号 <u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u> 関係
(12)(略)	(13)(略)
(13)(略)	(14)(略)
- 3 - 3 - 9 - 6 規則第 234 条第 1 項第 9 号関係 (略)	- 3 - 3 - 9 - 6 規則第 234 条第 1 項第 9 号 <u>(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)</u> 関係 (略)
- 3 - 5 顧客保護等 - 3 - 5 - 1 顧客に対する説明責任、適合性原則 - 3 - 5 - 1 - 2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1) ~ (8)(略) (9) 規則第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる書面及び団体年金など特別勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以下の事項	- 3 - 5 顧客保護等 - 3 - 5 - 1 顧客に対する説明責任、適合性原則 - 3 - 5 - 1 - 2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1) ~ (8)(略) (9) 規則第 53 条第 1 項第 7 号に掲げる書面及び団体年金など特別勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以下の事項

現 行	改 正 後
<p>が記載されているか。 当期の運用実績の推移</p> <p>当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析 今後の運用方針</p> <p>(10) ~ (15)(略)</p> <p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」<u>、「注意喚起情報」</u>を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「 - 3 - 3 - 2 (2) 」<u>、「 - 3 - 3 - 6 (2) 」</u>も参照のこと。) (注) 第 2 分野の保険商品については、「 - 3 - 3 - 6 (2) (注 1)」<u>、</u>団体保険又は団体契約、財形保険については、「 - 3 - 3 - 2 (2) (注)」<u>、「 - 3 - 3 - 6 (2) (注 2)」</u>と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>が記載されているか。 当期の運用実績の推移</p> <p><u>(注) 当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。</u></p> <p>当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析 今後の運用方針</p> <p>(10) ~ (15)(略)</p> <p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」<u>、「注意喚起情報」</u>を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「 - 3 - 3 - 2 (2) 」<u>、「 - 3 - 3 - 2 (3) 」</u>、「 - 3 - 3 - 6 (2) 」<u>、「 - 3 - 3 - 6 (3) 」</u>も参照のこと。) (注 1) 第 2 分野の保険商品については、「 - 3 - 3 - 6 (2) (注 1)」<u>、「 - 3 - 3 - 6 (3) (注 1)」</u>、団体保険又は団体契約、財形保険については、「 - 3 - 3 - 2 (2) (注)」<u>、「 - 3 - 3 - 2 (3) (注 1)」</u>、「 - 3 - 3 - 6 (2) (注 2)」<u>、「 - 3 - 3 - 6 (3) (注 2)」</u>と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面又は<u>契約締結前交付書面</u>を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。 (注 2) <u>特定保険契約については、準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。それにあたっては、本項目に留意しつつ法定の記載方法 (規則第 234 条の 21) を遵守すること。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「 - 3 - 8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア．文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注)例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫。</p> <p>イ．～オ．(略)</p> <p>(略)</p> <p>当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</p> <p>(注1)「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</p> <p>(注2)顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</p> <p>電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記 から に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のよう</p>	<p>(略)</p> <p>当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「 - 3 - 8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア．文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注)例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫(特に、<u>特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件(文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等)に則した書面を作成する必要があることに留意すること。</u>)</p> <p>イ．～オ．(略)</p> <p>(略)</p> <p>当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</p> <p>(注1)「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。<u>ただし、投資性商品である特定保険契約にあっては、リスク情報を含む「注意喚起情報」についても、「契約概要」と同じ機会に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意すること。</u></p> <p>(注2)顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</p> <p>電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記 から に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のよう</p>

現 行	改 正 後
<p>な方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</p> <p>ア．～ウ．(略) (略) (17)～(22)(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>な方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</p> <p><u>(注) 特定保険契約にあつては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</u></p> <p>ア．～ウ．(略) (略) (17)～(22)(略)</p> <p><u>- 3 - 5 - 1 - 3 特定保険契約における適合性原則</u></p> <p><u>保険会社・保険募集人は、準用金融商品取引法第 40 条第 1 号及び規則第 234 条の 27 第 1 項第 3 号の規定に基づき、特定保険契約の販売・勧誘にあつては、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握のうえ、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。</u></p> <p><u>そのため、顧客の属性等を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であり、例えば、以下のような点に留意して検証することとする（特に電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による販売・勧誘を行う場合については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと）。</u></p> <p><u>(注) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 40 条第 1 号の規定に従った販売・勧誘を行う必要があることに留意すること。</u></p> <p>(1) 保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、例え</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>ば以下の情報を顧客から収集しているか。</u></p> <p><u>生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）</u></p> <p><u>職業（顧客が自然人の場合に限る。）</u></p> <p><u>資産、収入等の財産の状況</u></p> <p><u>過去の金融商品取引契約（金融商品取引法第34条に規定する「金融商品取引契約」をいう。）の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類</u></p> <p><u>既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合は、当該金融商品の種類</u></p> <p><u>特定保険契約を締結する動機・目的、その他顧客のニーズに関する情報</u></p> <p><u>（注）顧客のニーズに関する情報については、 - 3 - 5 - 1 - 2（17）</u></p> <p><u>「意向確認書面の記載事項」も参照し、適切に収集すること。</u></p> <p><u>（2）保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、顧客から収集した（1）の情報の内容に則して適切な勧誘を行っており、当該顧客の保護に欠けることとなっていないか。</u></p> <p><u>（3）保険会社・保険募集人は、準用金融商品取引法第37条の3の契約締結前交付書面（契約概要、注意喚起情報）の交付に関し、あらかじめ、顧客に対し、書面の内容について（1）の情報の内容に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</u></p> <p><u>（4）保険会社は、保険会社・保険募集人が、事後的に販売・勧誘の適切性を検証できるようにするため、顧客から収集した（1）の情報について、以下のような体制を整備しているか。</u></p> <p><u>顧客から保険会社・保険募集人が収集した（1）の情報を適切に保管するための体制</u></p> <p><u>保険募集人が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、 の情</u></p>

現 行	改 正 後
<p>- 3 - 8 適切な表示の確保</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 商品性の説明(比較広告等を含む。)に係る法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>保険契約に関する表示については、「 - 3 - 3 - 2 (5) 」及び「 - 3 - 3 - 6 (5) 」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>予想配当表示については、「 - 3 - 3 - 2 (6) 」及び「 - 3 - 3 - 6 (6) 」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>- 2 - 3 子会社等</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注1) (略)</p>	<p><u>報を活用できるための体制</u></p> <p><u>(5) 保険会社は、特定保険契約の引受けを判断するにあたり、顧客から収集した(1)の情報、及び必要に応じて(4)により既に保管している(1)の情報を効果的に活用しているか。</u></p> <p><u>(6) 保険会社・保険募集人の内部監査部門等においては、本項目の遵守状況等についてモニタリングのうえ適切に検証がなされているか。また、その検証結果を踏まえ、必要に応じ顧客管理体制の見直しを行う等、その実効性を確保するための体制構築に努めているか。</u></p> <p>- 3 - 8 適切な表示の確保</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 商品性の説明(比較広告等を含む。)に係る法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>保険契約に関する表示については、「 - 3 - 3 - 2 (6) 」及び「 - 3 - 3 - 6 (6) 」に準じて取り扱うものとする。</p> <p>予想配当表示については、「 - 3 - 3 - 2 (7) 」及び「 - 3 - 3 - 6 (7) 」に準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(7) 特定保険契約については、上記各項目に留意しつつ準用金融商品取引法第37条の広告等の規制を遵守すること。</u></p> <p>- 2 - 3 子会社等</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注1) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(注2) 子法人及び関連法人等の判定にあたり、当該保険会社が<u>証券取引法</u>に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取り扱い』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>- 2 - 3 - 1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>コンピューターソフトの販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトは主に（50%以上を目安とする）当該保険会社の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当該保険会社の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われていないか（親保険会社が自己のために開発したソフトを他の保険会社、銀行等及び<u>証券会社</u>に提供すること（ソフトの一部の加工を含む。）は差し支えない。）。 <p>~ (略)</p> <p><u>投資顧問業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。 	<p>(注2) 子法人及び関連法人等の判定にあたり、当該保険会社が<u>金融商品取引法</u>に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取り扱い』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>- 2 - 3 - 1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>コンピューターソフトの販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトは主に（50%以上を目安とする）当該保険会社の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当該保険会社の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われていないか（親保険会社が自己のために開発したソフトを他の保険会社、銀行等及び<u>有価証券関連業を行う金融商品取引業者</u>に提供すること（ソフトの一部の加工を含む。）は差し支えない。）。 <p>~ (略)</p> <p><u>投資助言業務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。

現 行	改 正 後
<p>ア．保護預りは当該社では行わず、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>イ．投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>、（略）</p> <p>(3) (略)</p> <p>- 2 - 15 付随業務の取扱い</p> <p><u>- 2 - 15 - 1 付随業務の取扱い</u></p> <p><u>(1) 商品投資に係る業務（商品ファンド）の取扱い</u></p> <p><u>保険会社が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（平成3年法律第66号）により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p><u>(2) 抵当証券業務の取扱い</u></p> <p><u>保険会社が「抵当証券業の規制等に関する法律」（昭和62年法律第114号）により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>2 - 15 - 2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第98条第1項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(注1) これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向け</p>	<p>ア．保護預りは当該社では行わず、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>イ．投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>、（略）</p> <p>(3) (略)</p> <p>- 2 - 15 付随業務の取扱い</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 - 15 - 1 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第98条第1項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(注1) これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向け</p>

現 行	改 正 後
<p>たアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 証券会社等への投資信託委託業者の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注1) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 17 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>- 2 - 17 - 1 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する保険会社の連結財務諸表（法第110条第2項、規則第59条第3項）、保険持株会社の連結財務諸表（法第271条の8第1項、規則第210条の10第1項）も対象となることに留意する。</p>	<p>たアドバイスを行い、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注1) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 17 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>- 2 - 17 - 1 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、金融商品取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する保険会社の連結財務諸表（法第110条第2項、規則第59条第3項）、保険持株会社の連結財務諸表（法第271条の8第1項、規則第210条の10第1項）も対象となることに留意する。</p>

現 行	改 正 後
<p>(注) 連結して記載する説明書類については規則上明定されている(規則第59条の3第1項第1号及び第210条の10の2第1項第1号イ)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 5 保証金に充てることができる有価証券の種類等</p> <p>規則第226条第1項第4号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第3項において準用する同第132条第1項第4号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 規則第226条第1項第4号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債券その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。</p> <p>ア. ~ へ. (略)</p> <p>ホ. 上記に掲げるもののほか、担保付社債信託法(明治38年法律第52号)による担保付社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び会社法に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集(証券取引法(昭和23年法律第25号)第4条第1項本文の規定による募集)されるもの(自己の社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成16年法律第75号)により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の</p>	<p>(注) 連結して記載する説明書類については規則上明定されている(規則第59条の3第1項第1号及び第210条の10の2第1項第1号イ)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 5 保証金に充てることができる有価証券の種類等</p> <p>規則第226条第1項第4号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第3項において準用する同第132条第1項第4号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 規則第226条第1項第4号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債券その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。</p> <p>ア. ~ へ. (略)</p> <p>ホ. 上記に掲げるもののほか、担保付社債信託法(明治38年法律第52号)による担保付社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び会社法に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条第1項本文の規定による募集)されるもの(自己の社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成16年法律第75号)により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は</p>

現 行			改 正 後																							
<p>決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。) (2) ~ (4) (略)</p> <p>- 5 - 6 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(- 3 - 3 - 2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(- 3 - 3 - 6(2) ~ (8)、(10)、(11)及び - 3 - 3 - 7(1))に、それぞれ準ずるものとする。</p> <p>なお、「契約概要」・「注意喚起情報」については、 - 3 - 5 - 1 - 2(16)も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</p>			<p>更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。) (2) ~ (4) (略)</p> <p>- 5 - 6 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(- 3 - 3 - 2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(- 3 - 3 - 6(2) ~ (9)、(11)、(12)及び - 3 - 3 - 7(1))に、それぞれ準ずるものとする。</p> <p>なお、「契約概要」・「注意喚起情報」については、 - 3 - 5 - 1 - 2(16)も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</p>																							
<p>保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 (様式 - 1 - 4 - 2)</p> <p>金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書</p>			<p>保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 (様式 - 1 - 4 - 2)</p> <p>金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書</p>																							
(略)			(略)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>認可等の区分</th> <th>件数</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行の営業の免許</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行の支店の設置の認可</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行の支店以外の営業所の設置の認可</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行の支店以外の営業所の支店への変</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			認可等の区分	件数	納付額	銀行の営業の免許			銀行の支店の設置の認可			銀行の支店以外の営業所の設置の認可			銀行の支店以外の営業所の支店への変			<table border="1"> <thead> <tr> <th>認可等の区分</th> <th>件数</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			認可等の区分	件数	納付額	(削除)		
認可等の区分	件数	納付額																								
銀行の営業の免許																										
銀行の支店の設置の認可																										
銀行の支店以外の営業所の設置の認可																										
銀行の支店以外の営業所の支店への変																										
認可等の区分	件数	納付額																								
(削除)																										

現 行				改 正 後			
<u>更の認可</u> <u>信用金庫の事業の免許</u> <u>信用金庫の従たる事務所の設置に係る</u> <u>定款変更の認可</u> <u>信託会社の営業の免許</u> <u>保険業の新規免許</u> <u>生命保険代理店の登録</u> <u>損害保険代理店の登録</u> <u>保険仲立人の登録</u> <u>金融機関の合併及び転換に関する法律</u> <u>に基づく合併又は転換</u> <u>貸金業者の登録</u> <u>抵当証券業者の登録</u> <u>金融先物取引業の許可</u> <u>前払式証票の第三者型発行者の登録</u>							
合計				合計			
<p>(注) 認可等の区分については、登録免許税法別表に掲げる事項のうち <u>の金融機関に係る事項の全てを網羅したものではないので留意す</u> <u>ること。</u></p>				<p>(注) 認可等の区分については、登録免許税法別表に掲げる事項のうち <u>の金融機関に係る事項について記載すること。</u></p>			